

## 平成26年度 事業計画

平成26年度は、前年度実施した聞き取り調査等から得られた課題の解決に取り組みつつ、その都度出される相談支援事業所等からの要望に基づき活動していく。また、基幹相談支援センターの質の担保をはかり事業の中立性と継続性を担保するための仕組みを検討していく。

### 1. 障がい者相談支援事業所の支援

#### (1) 個別相談支援業務

他の委託相談支援事業所で行うことが難しい相談支援業務に限定することを原則とする。この場合も、支援の方向が定まり次第最寄りの相談支援機関等に引き継いで行くこととする。また、必要な書類についても整備していく。

- ①特別調整の対象者で定着支援センターから要請があった場合
- ②居住する区が決まっていない場合

#### (2) 「札幌市障がい者相談支援事業」の改善推進

前年度の関係機関への訪問等による聞き取り調査結果及び、相談支援部会による相談支援のあり方検討会での意見、委託相談支援事業所の実施状況報告書の分析などから行った課題の分類に基づき、以下の通り必要な打合せ及び提案を行っていく。

- ①3つの柱に基づいた提案書の作成
- ②提案の発信とメール等による意見の募集
- ③相談支援部会定例会での論議とそれに基づいた修正、取りまとめ案の作成
- ④必要に応じた札幌市との協議

項目	内容
ア. 事業の枠組み	委託費、機能強化、人員配置等
イ. 支援の枠組み	開所時間、待ち時間、登録、書式、報告書、計画相談等
ウ. 相談員の資質	専門性、研修、技術力向上、若手育成等

<聞き取り調査等から得られた課題>

- 1)委託のルール化 2)委託費 3)委託の人員 4)委託の役割
- 5)専門性と人材育成 6)機能強化 7)研修や事例検討

### (3) 相談支援事業の後方支援、スーパーバイズ

各相談支援事業所等からの要望に柔軟にこたえていく。また、気軽に利用してもらえるように通信等で随時呼びかけていく。

#### ①対象

- ・指定相談支援事業所（委託相談支援事業所含む）及びその相談員

#### ②内容

- ・個別ケースへの助言（委託相談、基本相談、計画相談、地域相談等）
- ・事業所運営に関する助言
- ・事例検討会の企画及び参画、事例検討に関する助言
- ・研修、人材育成に関すること 等

#### ③方法

- ・来所（カフェスペース等）
- ・訪問
- ・その他、区単位、圏域単位での開催など要望に合わせて

## 2. 計画相談支援の推進

札幌市と定期的な検討の場を設けながら、以下について取り組んでいく。

- (1) 計画相談と委託相談のバランスを含めた計画相談のルール化
- (2) 指定相談支援事業所拡大のための方策の検討、実施
- (3) 必要な研修会等の企画、運営
- (4) Q & Aの作成

## 3. 地域相談支援の推進

札幌市と随時検討の場を設けながら、主に地域移行の推進をはかるために以下について取り組んでいく。

### (1) 個別相談支援

特別調整の対象者で定着支援センターから要請があった場合は、必要な個別相談支援を行い、支援の方向が定め次第最寄りの相談支援機関等に引き継いで行く。

### (2) 関係機関との情報交換、意見交換

精神科病院、入所施設、保護施設、矯正施設、更生保護施設、保護観察所、定着支援センター等と必要に応じて連携をはかり、必要な手立てをとっていく。

### (3) その他

札幌市等と協議し、「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業」とワン・オール業務との整理に取り組む。

#### **4. 障がい当事者による相談支援活動の支援**

昨年度に引き続き、相談支援部会と連動しながら、以下の通り事務局的功能を担っていく。また、「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業ピアサポーター支援業務」を受託し、ワン・オール内にピアサポーターを配置して事務局機能を強化していく。

(1) ピアサポーター配置業務（機能強化事業）の検討、見直し

(2) ピアサポーター交流会及びピアサポーター主催研修会の側面的支援

#### **5. 地域支援体制の構築**

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱の目的である「障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」のために、以下の事業に取り組んでいく。

(1) 市内関係機関との連携

行政や教育分野、就労分野、精神保健福祉分野、弁護士会、日常生活自立支援事業等との情報共有、連携を推進するために諸会議等へ積極的に参加していく。

(2) 生活圏域での連携

障がい者相談支援センター夢民及び隣接する相談支援機関等と連携し、石狩圏域等の生活圏域を考慮した情報交換、必要な支援の連携を促進していく。

(3) 地域づくりの推進

「第4期障がい福祉計画」（平成27年度から3年間）の策定を意識しながら、諸活動から得られた街の課題について関係各部署、障がい福祉課、石狩振興局、自立支援協議会等へ提案、提言していく。

(4) 研修支援、人材育成支援

行政等が主催する障がい福祉関係研修に協力し、相談支援機関等のスキルアップに貢献するとともに、これらの研修会等を通じて関係機関の連携及び地域の支援体制の充実をめざしていく。

①要請に基づき、札幌市が主催する個別支援計画研修等及び北海道が主催する相談支援従事者研修等の企画、立案、ファシリテーター等の実働。

②①の研修に対する委託相談支援事業所に対する職員派遣の呼びかけ、調整。

(5) 札幌市自立支援協議会の事務局

札幌市と協働して事務局を担い課題の整理を行っていく。また、全ての区の地域部会に参加する中で、時間と場所を共有しながら各部会の運営課題の整理を支援していく。

- ①協議会事務局
  - ・事務局会議
  - ・運営会議
  - ・まち課題整理プロジェクト
- ②相談支援部会事務局
- ③地域部会等各部会への参加

## (6) 情報提供、広報

- ①研修、制度等について必要に応じてメール等で関係機関に情報提供を行う。
- ②年に4回以上「ワン・オール・プレス」（通信）を発行し、活動状況の報告し情報開示に努める。あわせて、カフェスペースを活用した事例検討や、協議検討の場への参加呼びかけを行う。
- ③ホームページを開設し、一層の情報開示、情報交換の推進をはかる。
- ④パンフレットを必要に応じて更新する。

## (7) その他

災害への対応について、北海道NPO被災者支援ネット、政策提言サポーター等と連携し情報収集しながら必要な検討をはじめめる。

## 6. 運営の確立

### (1) 運営に関する基本的な考え方

運営の基盤に中立性・透明性と継続性が保たれるための仕組みが必要と考えられる。次の事項について1年をかけて検討しながら、可能なものは随時実施していく。

- ①中立性・透明性が担保される法人運営
  - ・可能な限り受託法人からの独立性を担保する。
  - ・可能な限り再委託法人の数を増やしていく。
  - ・運営委員会の機能を強化していく。
- ②継続性が担保されるスタッフの配置
  - ・全委託事業所からスタッフを出せるような委託相談のルール作り。
  - ・ワン・オールに誰が来ても働ける条件作り。
  - ・受託法人、再委託法人とも、スタッフは「出向」扱い。
  - ・ワン・オールのスタッフは、長期的には委託相談と循環しながら確保。
- ③所属法人業務とワン・オール業務の整理、働き方の整理
  - ・所属法人によって違い（歴史、理念、運営事業、予算規模、就業規則、給与体系等）があるので、所属法人のルールとワン・オールのルールが相互に浸

食し合わない配慮が必要。

- ・働き方について、所属法人と切り離れたワン・オールの独自の考え方が必要。

## (2) 開設時間

開設時間は次の通りとする。

- ①開設曜日 月曜日～金曜日
- ②開設時間 9:00～17:30（昼休み 1 時間）

## (3) スタッフの勤務等

### ①ワン・オールの勤務時間

- ・ワン・オールの勤務時間は、開設時間と同様とする。
- ・ワン・オールの勤務時間に基づき、スタッフそれぞれに定められた時間数の業務に当たる。
- ・なお、夜間や休日の勤務も少くないことから、定められた時間数の業務は原則 1 週間単位で満たしていく。

日 7.5 時間（昼休み除く）

週 7.5 時間×5 日＝37.5 時間

月 37.5 時間×4 週＝150 時間

年 150 時間×12 ヶ月＝1,800 時間

### ②講師等派遣依頼への対応

- ・講師等の派遣依頼は要綱、仕様書、及びワン・オール事業計画等に照らしてワン・オール業務に該当する場合は、ミーティングでの論議を経てスタッフの派遣を決定する。
- ・講師謝礼が発生する場合は、基幹相談支援センター受託法人に繰り入れる。
- ・派遣されたスタッフがワン・オールの勤務時間を越えて講師等の業務に当たる場合は、ワン・オールから依頼元に「超過勤務手当」相当額を請求の上、依頼元から当該職員への支払いを求める。

### ③業務分担

新年度に入り、新しいスタッフを含め適宜見直すこととする。

ア) H25 年度の要綱、仕様書に明記されていない業務等について

イ) H25 年度の要綱、仕様書に明記されている業務について

相 談 支	①委託相談支援 *改革推進PT ア. 事業の枠組み イ. 支援の枠組み ウ. 相談員の資質
	②計画相談支援

援	③地域相談支援	
	④精神障がい者地域生活移行支援事業（個別、仕組み）	
	⑤ピアサポーター支援	
協 議 会	⑥まちプロ	
	⑦相談支援部会事務局	
	⑧事務局（運営委員会、全体会等）	
	⑨エリア ・中央区、手稲区、南区、清田区、西区 ・豊平区、厚別区、北区、白石区、東区	
そ の 他	⑩運営委員会	
	⑪研修担当	
	⑫庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告（基幹、移行支援）</li> <li>・事業所指定、事業契約</li> <li>・広報（パンフ、HP等）</li> <li>・会計（小口現金）</li> </ul>

#### （４）研修、育成

数年後のワン・オールを見越した人材の育成と事業の継続性のために次のような取り組みを推進していく。

- ①計画的な研修会への参加
- ②各種研修会の企画、運営、講師体験
- ③ワン・オール内勉強会
- ④ワン・オールの取り組みに、他の事業所相談員を巻き込む取り組み
  - ・相談支援部会「交換研修」への参加と相談員の受け入れ
  - ・ワン・オールの活動への参画呼びかけ

#### （５）ミーティング

原則週１回金曜日13：30～16：00に実施し、活動状況の振り返り、関係機関との連絡調整の報告、市外からの転入ケースの共有、活動方針の検討等を行っていく。

#### （６）運営委員会

運営委員会の事務局業務を担い、中立・公平・独立性につとめるとともに、継続性を担保するためのセンターの枠組み、仕組みを検討し運営委員会に提案していく。